

久御山町地域公共交通計画策定調査業務に係る提案書審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 久御山町地域公共交通計画策定調査業務の委託業者を選定するにあたり、事業者からの提案書を審査するため、久御山町地域公共交通計画策定調査業務に係る提案書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織及び運営)

第2条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、久御山町地域公共交通協議会長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 職務代理者は、委員長の指名により選出され、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、応募者から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、久御山町地域公共交通協議会事務局において処理する。

(その他)

第5条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別 表)

久御山町地域公共交通計画策定調査業務に係る提案書審査委員会委員名簿

非公表